

あなたのくらしを守るお手伝いします!

にち じょう せい かつ

日常生活

じ り つ し え ん じ ぎ ょ う

自立支援事業

このようなお手伝いができます!

①福祉サービスを利用するためのお手伝い

- 福祉サービスの内容や利用手続きについて分かりやすく説明します。
- 福祉サービスを利用したりやめたりする手続きをお手伝いします。
- 福祉サービス利用での苦情解決制度を利用する手続きについてお手伝いします。



福祉サービスを利用するためのお手伝いに合わせて次のお手伝いもできます

②ふだん使うお金の出し入れや支払いについてのお手伝い

計画的にお金を使えるようお手伝いします。

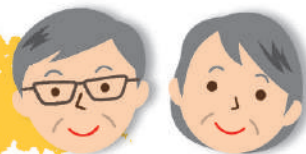
- 福祉サービスの利用料や公共料金の支払い代行
- 年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- 支払いに必要な預貯金の払い戻しや預け入れの手続き

③大切な書類のお預かり

- 通帳・はんこ・権利証など
- ★ 宝石や株券などお預かりできないものもあります



誰でも利用できるの？



高齢や障がいにより判断能力が低下し、福祉サービスの利用手続きについてひとりで言うには不安のある方、お金の管理がひとりでは難しい方が利用できます。

例えば…認知症、知的障がい、精神障がいのある方 など

対象とならない方

- 判断能力に問題のない、お体に障がいがある方
- お金の管理が苦手だが、判断能力に問題のない方（浪費癖の方）
- 契約内容が理解できない方 など

この事業で支援 できないことがあります

例えば…



- 施設入所や入院の際の身元引受人になること
- 保険を代理で請求すること
- 買い物をしてくること など



利用料金はかかるの？

福祉サービスを利用するためのお手伝い
ふだん使うお金の出し入れや支払いについてのお手伝い

……………令和7年9月30日まで 1時間当たり **1,100円**
……………令和7年10月1日以降 1時間当たり **1,500円**

大切な書類のお預かり……………1か月当たり **500円**

（大切な書類は銀行の貸金庫で保管します。その際の保管料になります。）
※支援者がお家にお伺いする際の交通費を負担していただくことがあります。
※生活保護を受給されている方は免除になります。

誰がお手伝いしてくれるの？

社会福祉協議会の専門員や生活支援員が定期的に訪問し
お手伝いします。



利用するには？

あなたの街の社会福祉協議会にご相談ください。



～相談からサービス開始まで～

相談からサービス開始まで、およそ2か月です



相 談

お近くの社会福祉協議会へ
ご相談ください。



訪問・調査

専門員がお伺いし、
お話を伺います。



契約書
支援計画
の作成

ご本人のご希望を聞き
お手伝いする内容を
作成します。



契 約

ご利用のお気持ちを再度確認し、
内容に間違いがなければ契約を
結びます。ご本人・市町村社会
福祉協議会・茨城県社会福祉協
議会の三者で契約を結びます。



サービ
ス開
始

生活支援員がお手伝いします。
※サービスが始まってからでも
解約できます

例えば… 生活支援員はこういったお手伝いをします。
～支援計画で生活費の出し入れのお手伝いと
生活の見守りを行うことになった場合～

社会福祉協議会



専門員

お願いします。

行ってきます。



お預かり
している通帳

生活支援員



銀行

〇〇さんの
預金引き出しを、
お願いします。



本人

これなら
安心して生活が
おくれるわ。

お待たせしました。
お元気ですか？



生活支援員



こちらに
連絡ください!!

茨城県日常生活
自立支援センター

場所 茨城県水戸市千波町1918 茨城県社会福祉協議会内

電話 029-241-1134 FAX 029-241-1434

利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始除く)